

令和7年5月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	木崎地区 (高尾、宿赤、赤堀、仲町、上田島本村、寒沢、上町、下仲、橋上、橋本、神明、原、本郷、新屋敷、下江田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田地帯は、他地区に比べ未整備ほ場が多く、大型機械に対応できる整備が必要である。特に地区内の新田赤堀地域は地下水位が高く、排水不良地域のため強湿田となり遊休農地の増加が問題となっていることから基盤整備事業を実施し、農地中間管理事業と連携した農用地の集積が求められる。

また、規模拡大可能な農業者が地区内に少なく、将来担い手がつかない農地が多く発生する事が危惧されている。

農業法人の新規参入や、既存農家の規模拡大については排水等の農業基盤整備が不可欠となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存農家の規模拡大と農業法人の参入を見据えて農業基盤整備を検討する。またその際には地区内の農地が有効に活用されるように農業者・地権者の合意形成を十分に実施する。

当地区における農地は既存農家や農業法人だけではなく、多様な担い手による活用を目標とする。これまで自家消費を目的として貸農園等の小規模な農地利用をされていたが、より生産性が向上できる農地の利用を促進する。専業の農家と家庭菜園の中間に位置する農業者を育成し、自家消費に止まらず小売店に少量でも出荷が出来るように農機具の貸し出しや専業農家からの助言指導を行い、これまで農業に触れた事のない若年世代やリタイヤ世代が積極的に農業に参入出来るように支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	348 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	348 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年5月12日開催)において、地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。

・新田赤堀町183-1

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。特に赤堀地区に流入する大川の治水について対策を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。これまでの自家消費を目的とした家庭菜園として利用だけでなく、少量出荷が可能な小規模な農地利用を拡大する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--